

企画提案書等作成要領

五所川原市キャッシュレス決済等導入業務プロポーザルにかかる企画提案書等（以下「提案書等」という。）は、次の記載に留意して作成すること。

1 共通事項について

- （１）原本には、社名を記載し、副本には、社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。
- （２）用紙サイズ A 4 判で作成すること。ただし、必要がある場合は A 3 判折り込みを可とする。
- （３）文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。
- （４）印刷はカラー、白黒を問わない。
- （５）下段にページ番号を付すこと。

2 企画提案書（任意様式）

- （１）別紙 3 「評価基準」の各評価項目に沿った内容とすること。
- （２）仕様書及び評価基準に示されていない内容で、その他の提案があれば記載すること。
- （３）専門的な知識を有しない者でも理解できるよう表現すること。
- （４）企画提案書を補助するためのカタログ等を提出する場合は、別綴じにすること。

3 見積書及び見積内訳書（任意様式）

- （１）利用開始日までの導入に係る費用と利用開始後の運用費用に分けて記載すること。
- （２）具体的な項目及び内訳を記載すること。
- （３）各項目の単価等、積算根拠となるものを添付すること。

4 参考決済手数料率（様式第 6 号）

- （１）様式に示されている決済サービスブランドを必須とし、提案により可能な限りの決済ブランドを提示すること。
- （２）本市に導入した際に想定される決済手数料率を様式に沿って記載すること。
- （３）取りまとめすることが可能な決済手数料率についてはできる限り取りまとめすることを想定したうえで、各料率を記載すること。